

重度障害者

職場での介助に助成

厚労省 来年度から暫定措置

厚生労働省は16日の労働政策審議会障害者雇用分科会に、重度障害者を雇用する企業への助成金を拡充する方針を報告した。

早期の支援を求める声に対応するため、2020年度中に暫定措置として実施する。重度障害者の通勤や、職

場における介護負担の在り方は引き続き検討する。

障害者の法定雇用率未達成の企業が納める納付金を原資とした助成金を拡充する。企業

が通勤や職場で介助者を付ける場合、重度障害者について金額などを増やす方向だ。

重度障害者は障害者総合支援法に基づく「重度訪問介護サービ

ス」を受けられるが、

通勤や勤務時間は利用の対象外。今年7月の参院選では重度障害者の議員が当選し、公費での支援を求める声が高まっていた。

厚生労働省は同日、

重度訪問介護サービスを担う約7500事業

所を対象とした初の全国調査で、重い障害のある人の就労率は6%（速報値）にとどまることも明らかにした。

（福田敏克）